

昭和二十四年法律第九十一号

郵便切手類販売所等に関する法律

(定義)

第一条 この法律において「郵便切手類」とは、郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券及び郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他郵便に関する料金を表す証券に關し周知し、又は啓発を図るための物をいい、「印紙」とは、収入印紙、自動車重量税印紙及び特許印紙をいう。

(郵便切手類の販売等の委託)

第二条 日本郵便株式会社(以下「会社」といふ。)は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばく者(以下「郵便切手類販売者」といふ。)を選定し、郵便切手類の国内における販売及び印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。

3 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、営利を目的としない法人のうちから印紙の売りさばき人(次項に規定する印紙の売りさばき人を除く。)を選定し、印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。

3 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、自動車検査登録印紙売りさばき所を設ける法人で営利を目的としないもののうちから、印紙のうち自動車重量税印紙のみを売りさばく印紙の売りさばき人を選定し、当該印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。

(郵便切手類販売所等の設置)

第三条 郵便切手類販売者及び印紙の売りさばき人(以下「販売者等」といふ。)は、その業務を行うため、会社との契約で定める場所に、郵便切手類販売者にあつては郵便切手類販売所を、印紙の売りさばき人にあつては印紙売りさばき所を設けなければならない。

(郵便切手類の販売等)

第四条 郵便切手類販売者は、その郵便切手類販売所における一般の需要を満たすに足る数量の郵便切手類を常備して、当該場所において定価で公平に販売しなければならない。

2 販売者等は、その郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所における一般の需要を満たすに足る数量の印紙を常備して、当該場所において売

りさばかなければならない。この場合において、販売者等は、その印紙を会社から買い受けるものとする。

3 販売者等は、会社の承認を受けたときは、前二項の規定にかかわらず、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所以外の場所において、郵便切手類又は印紙を販売し、又は売りさばくことができる。

(郵便料金表の揭示)

第五条 郵便切手類販売者は、その郵便切手類販売所に、郵便料金表を掲げなければならない。

(販売等の契約の解除)

第六条 次の場合においては、会社は、郵便切手類の販売又は印紙の売りさばきに関する契約を解除しなければならない。

- 一 印紙の売りさばき人が、営利を目的としな
- 二 販売者等が、この法律又はこの法律に基づ

(総務省令への委任)

第七条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(罰則)

第八条 第二条の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役員は、百万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律施行の際、現に郵便切手類の売さばき人である者は、この法律により選定され郵便切手類及び印紙の売さばきの業務を委託された者と、現に印紙の売さばき人である者は、この法律により選定され印紙の売さばきの業務を委託された者とみなす。

3 第一条の規定にかかわらず、当分の間この法律において収入印紙には、これに代る取引高税印紙を含むものとする。

附 則 (昭和二十九年三月二九日法律第一四号)

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年三月二〇日法律第一一号) 抄

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の規定により郵便切手類及び印紙の売さばきの業務又は印紙の売さばきの業務の委託を受けている者は、それぞれ、改正後の同法の規定により郵便切手類及び印紙の売さばきに関する業務又は印紙の売さばきに関する業務の委託を受けた者とみなす。

附 則 (昭和三十七年三月二九日法律第一一号)

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月二五日法律第九号)

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年四月三〇日法律第三四号)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の第七条第二項の規定は、昭和四十三年四月一日以後に第五条第二項の規定により売さばき人が郵政省から買い受けた郵便切手類及び印紙に係る売さばき手数料から適用する。

2 昭和四十三年四月一日以後に第五条第二項の規定により売さばき人が郵政省から買い受けた郵便切手類及び印紙に係る売さばき手数料でこの法律の施行前に改正前の同条の規定により支払われたものは、改正後の同条の規定による売さばき手数料の内払とみなす。

附 則 (昭和四五年五月一九日法律第七四号)

この法律は、昭和四十六年一月一日から施行し、改正後の第七条第二項の規定は、同日以後に第五条第二項の規定により売さばき人が郵政省から買い受けた郵便切手類及び印紙に係る売さばき手数料から適用する。

附 則 (昭和四六年五月三一日法律第八九号) 抄

1 この法律は、昭和四十六年十二月一日から施行する。ただし、附則第五項及び第六項の規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年七月三一日法律第六八号)

この法律は、昭和四十九年一月一日から施行し、改正後の第七条第二項の規定は、同日以後

に第五条第二項の規定により売さばき人が郵政省から買い受けた郵便切手類及び印紙に係る売さばき手数料から適用する。

附 則 (昭和五一年一月二四日法律第八七号)

1 この法律は、昭和五十二年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律第五条第二項の規定により売りさばき人が郵政省から買い受けた郵便切手類及び印紙に係る売りさばき手数料の支払については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五四年六月二二日法律第四五号) 抄

1 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律第五条第二項の規定により売りさばき人が郵政省から買い受けた郵便切手類及び印紙(改正前の同法第七条第三項の規定により買い受けたものとみなされるものを含む)に係る売りさばき手数料の支払については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年五月一日法律第二四号) 抄

1 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年六月七日法律第五四号) 抄

1 この法律は、昭和六十年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年四月二五日法律第三四号) 抄

1 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六十二年七月一日法律第一四号) 抄

1 この法律は、昭和六十二年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六十二年七月一日法律第一四号) 抄

1 この法律は、昭和六十二年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六十二年七月一日法律第一四号) 抄

1 この法律は、昭和六十二年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六十二年七月一日法律第一四号) 抄

1 この法律は、昭和六十二年七月一日から施行する。

(郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 郵便局株式会社は、施行日前に、前条の規定による改正後の郵便切手類販売所等に関する法律(次項において「新法」という。)第二条各項に規定する基準を定め、それぞれ同条各項の規定の例により、総務大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定により認可を受けた新法第二条各項に規定する基準は、施行日において、それぞれ同条各項の規定により日本郵便株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。
(処分等に関する経過措置)

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律による改正前の郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する法律又は郵便物運送委託法の規定により郵便事業株式会社に對してした若しくはすべき、又は郵便事業株式会社がした若しくはすべき処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する法律又は郵便物運送委託法の相当する規定により日本郵便株式会社に對してした若しくはすべき、又は日本郵便株式会社がした若しくはすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四十六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。